

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	高橋 武治
【住所又は本店所在地】	東京都品川区東五反田
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年7月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	高橋カーテンウォール工業株式会社
証券コード	1994
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 武治
住所又は本店所在地	東京都品川区東五反田
事務上の連絡先及び担当者名	高橋カーテンウォール工業株式会社 管理部 廣木 貞之
電話番号	03 - 3271 - 1711

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 則子
住所又は本店所在地	東京都品川区東五反田
事務上の連絡先及び担当者名	高橋カーテンウォール工業株式会社
電話番号	03 - 3271 - 1711

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年2月15日
訂正箇所	本件は、報告内容に不備があったため取り下げます。